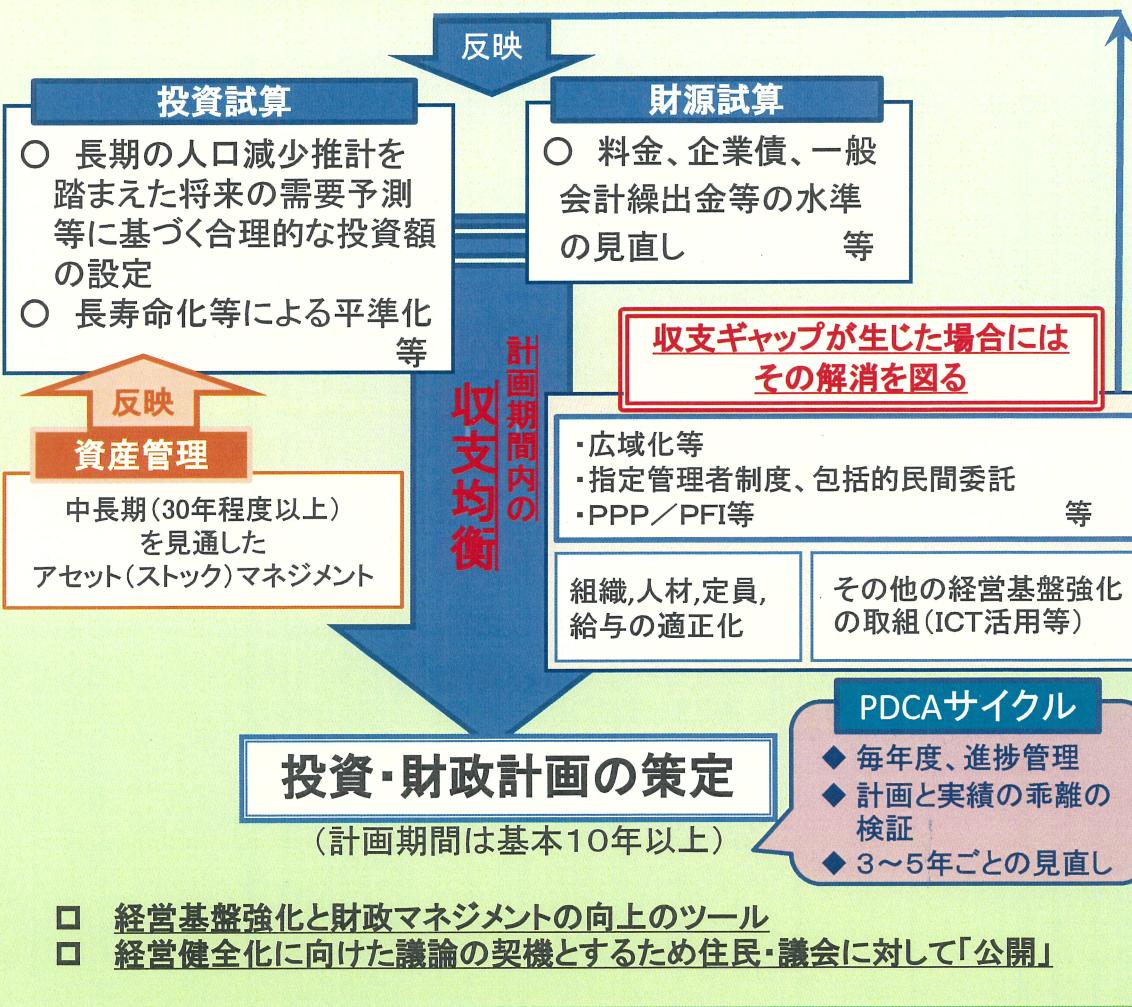


公営企業の「経営戦略」の策定について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

○平成32年度までに策定率100%とすることを要請(平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進。)。
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略 [イメージ]



経営戦略の策定の推進

- 「経営戦略策定ガイドライン」の策定・公表(平成28年1月)、改訂(平成29年3月)
⇒ **「経営戦略策定ガイドライン」を再改訂し**、事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる**「経営戦略策定・改定マニュアル」**を作成(平成31年3月)
- 毎年度、経営戦略の**策定に係る進捗状況を調査・個別団体ごとに公表**
- 経営戦略の策定を要件としている地方財政措置
 - ・水道事業の高料金対策、水管路耐震化事業
 - ・下水道事業の高資本費対策

- +
○ 経営戦略の策定・改定に要する経費に対する**特別交付税措置** (平成28～30年度⇒平成32年度まで延長)

対象経費

- ・先進団体視察、専門家の招へい等に要する経費
- ・「投資・財政計画」の策定に要する経費(「投資試算」「財政試算」のシミュレーション、収支ギャップ解消策の検討等)
- ・水道・下水道における広域化等の調査・検討に要する経費等

地方交付税措置の内容

- ・対象経費の1/2について一般会計から繰出し
(上限額 1,000万円(事業費ベース))
- ・一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置
- ・水道・下水道における広域化等の調査・検討に要する経費については、上限額を上乗せ(+1,500万円)し、重点的に支援